

### 3-3. 環境ラベルの相互認証に係る調査

#### 3-3-1 日中韓相互認証に係る調査

##### 1) 日中韓環境ラベル相互認証の現状

日中韓3か国は、日中韓環境大臣会合（The Tripartite Environment Ministers Meeting: TEMM）の下に設置された日中韓環境産業円卓会議（Round Table Meeting: RTM）の枠組みにおいて、2005年より日本のエコマーク、中国環境ラベル及び韓国環境ラベル制度との間で基準共通化及び相互認証の実施に向けた協議を継続している。これに伴い、日中韓環境ラベル実務者会議も年1回を目安に開催されている。

共通基準については、2007年に日中韓3か国で初の合意となる「パーソナルコンピュータ（PC）」が策定された。以降、2012年の「複合機（プリンタ・複写機）」を皮切りに2024年の「床材」に至るまで、毎年、共通基準に関する合意書が締結され、その対象は15分野16品目に拡大している。また、2012年には「日中韓環境ラベル間における相互認証協定（Mutual Recognition Agreement: MRA）ベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結された。これにより相互認証の実施方法が確立し、日中韓3か国の相互認証が正式に開始された（現在の対象カテゴリは表3-3-1のとおり）。日韓間においては、本相互認証制度を活用した韓国環境ラベルの取得が進んでいる。エコマーク事務局による相互認証用「エコマーク認定確認書」の発行実績は、2026年2月6日時点で累計1,039機種に達した。これは前年度比78機種の増加であり、本制度の活用は着実に拡大している。また、日中間における相互認証の活用については、令和元年度（2019年度）及び令和4年度（2022年度）にそれぞれ1件ずつ、日本から中国環境ラベルを取得した事例があり、これらが着実な成果として記録されている。

令和7年度（2025年度）においては、同年9月に日本で開催された日中韓環境ラベル実務者会議にて、「LEDランプ」の共通基準について協議が行われ、基本合意に至った。2026年2月6日現在、3か国間で同共通基準の合意書締結に向けた最終調整及び各機関での最終確認を進めている段階にあり、確認が完了次第、締結される予定である。また、次年度の対象カテゴリとして「建築用防水材」が選定されたことに加え、既存共通基準のメンテナンスについて、2026年度に開催される日中韓環境ラベル実務者会議（韓国：予定）で協議する予定となっている。

表3-3-1. 日中韓3か国で共通基準を設定している商品カテゴリ

対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況
	日本	中国	韓国	
パーソナルコンピュータ(PC) [CJK-01-2007(B)]	No.119 Ver.2	HJ2536-2014	EL144, EL145, EL147	各国基準が数度改定されていることから、2015年4月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
複合機(MFD) プリンタ [CJK-02-2009(D)]	No.155 Ver.1	HJ2512-2012	EL142	韓国基準が2021年に改定されたことから、2022年12月に共通基準項目の再設定に関する覚書を取り交わした。

対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況
	日本	中国	韓国	
複写機 [CJK-03-2009(C)]	No.155 Ver.1	HJ424-2017	EL141	韓国基準が2021年に改定されたことから、2022年12月に共通基準項目の再設定に関する覚書を取り交わした。
DVD 機器 [CJK-04-2013(A)]	No.149 Ver.2	HJ2511-2012	EL432	2013年10月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
テレビ [CJK-05-2014(A)]	No.152 Ver.2	HJ2506-2011	EL431	2014年11月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
プロジェクト [CJK-06-2015(A)]	No.145 Ver.1	HJ2516-2012	EL146	2015年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
塗料 [CJK-07-2016(A)]	No.126 Ver.2	HJ2537-2014	EL241	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
文具 [CJK-08-2016(A)]	No.112 Ver.2	HJ572- 2010	EL108	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
繊維製品 [CJK-09-2017(A)]	No.103 Ver.3 等	HJ2546-2016	EL311	2017年8月に共通基準の合意書が締結された。
シュレッダー [CJK-10-2018(A)]	No.161 Ver.1	HJ2509-2012	EL150	2018年6月に共通基準の合意書が締結された。
家具 [CJK-11-2019(A)]	No.130 Ver.2	HJ2547-2016	EL172	2019年11月に共通基準の合意書が締結された。
印刷インキ [CJK-12-2020(A)]	No.102 Ver.2	HJ2542-2016 HJ 371-2018	EL602	2020年11月に共通基準の合意書が締結された。
壁及び天井等の仕 上げ材 [CJK-13-2021(A)]	No.123 Ver.2 等	HJ/T223- 2005	EL248	2021年11月に共通基準の合意書が締結された。
壁紙 [CJK-14-2022(A)]	No.123 Ver.2	HJ 2502- 2010	EL242	2022年12月に共通基準の合意書が締結された。
木材・プラスチック 再生複合材 [CJK-15-2023(A)]	No.137 Ver.1	HJ 2540- 2015	EL726	2023年12月に共通基準の合意書が締結された。
床材 [CJK-16-2024(A)]	No.123 Ver.2 等	HJ571-2010 HJ2546-2016	EL246	2024年12月に共通基準の合意書が締結された。
LED ランプ [CJK-17-2025(A)] *予定	No.150 Ver.1	HJ2518-2012	EL209	2025年9月に共通基準の基本合意に至り、合意書の締結に向けた最終確認を各機関にて実施中。
建築用防水材	No.126 Ver.2 等	HJ 457-2009	EL244	2025年9月に共通基準を作成するカテゴリに選定された。

## 2) 大韓民国「韓国環境ラベル」

### (1) 韓国環境ラベルの最新動向

韓国のタイプ I 環境ラベルである「韓国環境ラベル」は、韓国環境部所管の準政府機関である韓国環境産業技術院 (KEITI) によって運営されている。2025 年 7 月 31 日時点で 162 カテゴリに対して基準が設定されており、18,322 製品 (4,838 社) が認証を受けている。認証製品数のカテゴリ別内訳は、建材が全体の 58% と大半を占め、次いでオフィス機器や家具が 13% を構成している。



2022 年から 2025 年にかけての新基準選定においては、生活密着型製品の拡充、環境性能上位 30% の製品への基準強化、国家環境政策との整合、そして国際的な適用性の 4 点が重視されている。特に生活密着型製品については、2026 年までにヘアドライヤーやエアフライヤー、省エネ関連製品、騒音・再生材料に関する基準など、計 30 個の基準制定を目指し作業が進められている。一方、基準改定の方向性としては、炭素排出削減と国際的互換性の確保を主軸としており、エアコン等の製品では、地球温暖化への寄与度が高い温室効果ガスを抑制するため、GWP (地球温暖化係数) に関する要求事項の強化が検討されている。その他、海洋生分解性に関する基準検討も進められている。なお、使い捨て製品については、環境負荷低減の観点から即時廃止という選択肢もあったものの、業界等のステークホルダーの意見を尊重し、2028 年までの猶予期間を設ける方針である。直近 1 年間で新しく基準策定した商品カテゴリ、策定中もしくは策定を検討している商品カテゴリは、表 3-3-2 のとおりとなっている。

表 3-3-2. 韓国環境ラベルの基準策定/見直し一覧

No.	基準番号	商品カテゴリ名	
<b>◆直近 1 年間で新しく基準を策定した商品カテゴリ</b>			
1	EL151	Electronic whiteboard	電子黒板
2	EL172	Furniture	家具
3	EL260	Paper-based interior materials	壁紙と紙製の内装材
4	EL337	Indoor exercise supplies	屋内運動用品
5	EL338	Cabin air filters for automobiles	車用エアコンフィルター
6	EL339	Cooking frypans	調理フライパン
7	EL340	Urinary pads and diapers for pets	ペット用排便パッドとおむつ
8	EL404	Refrigerator	冷蔵庫
9	EL413	Hair dryers	ヘアドライヤー
10	EL414	Air fryers	エアフライヤー
11	EL416	Residential food waste reduction devices	家庭用食品廃棄物減量化機器
<b>◆基準策定中もしくは策定を検討している商品カテゴリ</b>			
1		Kiosks	キオスク

## (2) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

エコマークと韓国環境ラベルとの相互認証の活用状況については、2025年8月時点で1,000機種を超え、2026年1月末時点では前述のとおり累計1,039機種にのぼっている。現時点において、相互認証を活用する事業者からは、確認書の発行により共通基準項目に関して一切書類を要求されることがなくなり、非常に利便性が上がっているとの声が寄せられており、昨年度運用を開始した派生機も含め、着実に相互認証の利用が進んでいる。

日韓の相互認証に関しては、RTMのもと、2005年から協議を開始し、2007年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結した。2012年には相互認証の実施方法のルールを規定する「日中韓環境ラベル間におけるMRAベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」を締結し、日韓の相互認証が開始された。

現時点まで、日韓の相互認証の活用実績としては、複写機、プリンタなどの複合機がほとんどを占めているが、この過程において様々な課題を解決してきた。

エコマークでは、2014年5月にブルーエンジェルRAL-UZ171に対応するNo.155「複写機・プリンタなどの画像機器Version1」基準を制定したが、その際には韓国側が未対応であったため、エコマークのNo.155基準に対応する共通基準が設定されない期間が生じ、No.155基準で認証を受けた製品を韓国環境ラベルに申請した場合、相互認証が活用できずに審査が停止するケースが発生していた。そこで2014年12月に日韓の実務担当者で協議を行い、2015年1月からは、エコマークを運営する（公財）日本環境協会から相互認証用の「エコマーク認定確認書」を新たに発行し、その認定確認書には、「No.155基準は、旧No.117「複写機Version2」又はNo.122「プリンタVersion2」の基準を満たす」と記載することで、No.155の認証製品でも暫定的に従来の相互認証の手続きを利用できるようにした。また、これまでこの認定確認書を発行していなかったために、同一機種において日本で認証を受けた機種名と韓国で申請する機種名が異なる場合、韓国側での審査に時間がかかるケースや相互認証が活用できなかったケースがあったため、認証確認書にはその対応関係を記載することとした。なお、2015年から続いた暫定的な運用も2018年6月に「複合機（複写機）」の共通基準改定の覚書が締結されたために終了した。その後も韓国側の認証業務の実務担当者と打合せを適宜実施し、相互認証手続きで生じる細かな課題等に関して意見交換を行い、円滑な相互認証の進展に努めている。なお、2022年7月に日本で、タイとの相互認証で運用している派生機（同一シリーズで同一構造機器の印刷速度違いの機器）を相互認証の対象に追加する協議を日韓の実務者で行い、その後の調整等を経て、同年11月より運用開始に至った。

### 3) 中華人民共和国「中国環境ラベル」

#### (1) 中国環境ラベルの最新動向

中国のタイプ I 環境ラベル「中国環境ラベル」は、中国生態環境部 (MEE) から権限を与えられた中環連合 (北京) 認証センター有限公司 (CEC) によって運営されている。2025 年 9 月末時点で 76 の製品カテゴリの基準が設定されており、14,120 ライセンス (6,001 社) が認証を受けている。認定証の発行状況を見ると、家具 (4,594 件) を筆頭に、平版印刷 (2,737 件)、水性塗料 (1,203 件)、繊維製品 (645 件) が上位品目となっている。



2025 年度の日中韓環境ラベル実務者会議において、中国側より政府調達分野における最新の取組について多くの情報提供があった。報告によれば、2024 年 6 月 29 日付で国務院から通知が発出され、3 か年計画の策定とともに、グリーン認証取得製品を優先的又は義務的に調達する方針が示されたとのことである。中国側の説明では、当該通知においてデスクトップ PC やノートパソコン等を含む 8 つの「政府調達基準」と、データセンターや製品・配送包装を対象とした 3 つの「政府グリーン調達基準」が設定されており、中国環境ラベルや省エネ・節水要件が主要な指標となっているという。建材分野については、2024 年 12 月に財政部と住宅建設局がグリーン建材の利用拡大に関する通知を公表し、2025 年 1 月 1 日より適用を開始したとされている。本施策は北京市朝陽区を含む国内 101 都市を対象とし、公共建築物 (病院、学校、オフィスビル等) におけるグリーン建材の調達と品質向上を支援するものとの説明であった。また、公用車についても新エネルギー車両 (NEV) の調達強化が打ち出され、年間調達割合の 30% 以上を NEV とするよう義務付けられているとのことである。

加えて、地方政府レベルでの独自の動きについても紹介があった。山西省では、政府調達品目リストに合致するグリーン製品の調達強化に加え、管理項目へのカーボンフットプリントの明文化が行われたとされる。また、北京市ではカーボンニュートラル実現に向け、省エネ製品および中国環境ラベル認定製品の調達推進規定が設けられているという。さらに、認定取得への直接的支援策として、広東省の一部都市における事例 (国家グリーン設計製品の認定企業に対し、1 商品につき最大 3 万元の補助金を交付等) が挙げられ、インセンティブを通じて企業の環境対応を促進しているとの報告がなされた。

#### (2) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

日中の相互認証に関しては、RTM のもと、2005 年から協議を開始した。2007 年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結し、2012 年に「日中韓環境ラベル間における MRA ベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法のフレームが定められた。日中韓の共通基準の合意書については、3-3-1. 1) 項で報告したとおりであるが、日中 2 か国間では、2017 年 10 月に「スキャナ」の共通基準に係る合意書を締結している。また令和元年度 (2019 年度) は、日中間で 2 品目目となる「デジタル印刷機」の共通基準設定の協議が 2019 年 8 月の日中環境ラベル実務者会議で行われ、同 10 月の世界エコラベリング・ネットワーク (Global Ecolabelling Network: GEN) の年次総会 (AGM) (中国・蘇州) の会期中に共通基準の合意書が締結された。




相互認証の運用については、基礎的な枠組みは前述のとおり整っていたが、日韓間とは異なり思うように活用が進まなかったことから、日中間では 2013 年 7 月に認証機関である CEC の実務担当者と相互認証の実務面での協議を開催し、認証手続きに関する合意形成を行った。さらに、2014 年度に日中間で相互認証の実現に向けた試験運用を行うことで合意し、活用事業者を募集したが、事業者から試験運用の協力は得られなかった。その後、2015 年 4 月に日中韓 3 か国でプリンタの共通基準が再設定されたことを受けて、同年 7 月に協力事業者を募り試験運用を試みたが、CEC 側で「エコマーク認定確認書」が受理されず、相互認証が正常に機能しないことが判明した。そのため、(公財)日本環境協会では、2016 年 3 月の日中韓環境ラベル実務者会議において、この不受理の理由を中国に確認するとともに、今後「エコマーク認定確認書」が適正に受理され、相互認証の手順が履行されるように中国側と手続きを確認した。2019 年には、前述の日中の「デジタル印刷機」共通基準において、エコマーク認証の 1 機種が相互認証を活用して初めて中国環境ラベルに認証され、2019 年 10 月の GEN の AGM (中国・蘇州) の会期中に認証授与式が行われた。


日中 2 か国間の相互認証の確実な運用が進展していた一方、中国側で申請を受け付ける担当者によっては、共通基準であれば省略されるはずの証明書類などがいまだに要求されるといった事例が、事業者より報告された。そこで、相互認証担当者との打合せを実施し、中国側の相互認証活用時の申請担当窓口の一本化や連絡体制の再構築について両機関にて改めて確認を行った結果、令和 4 年度 (2022 年度) にそれに続く新しい活用実績が 1 件報告されたものの、その後の活用実績は出ていない。





### 3-3-2 環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討

本項では、日本のエコマークが MRA を締結している海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証について、最新の実施状況を整理した（表 3-3-3）。2026 年 3 月時点で、エコマークが相互認証協定を締結している環境ラベル機関は以下の 11 機関である。本年度は、韓国環境ラベル、中国環境ラベル及びシンガポール・グリーンラベルの 3 機関について報告する（韓国環境ラベル、中国環境ラベルの詳細は 3-3-1 項を参照）。さらに、シンガポール・グリーンラベルについては、環境ラベルの相互認証の拡大に向けて、協議を進めており、その協議内容と合意結果についても報告する。

表 3-3-3. 相互認証協定を締結している海外の環境ラベル機関

ロゴマーク			
国・地域	北欧 5 か国	韓国	中国
ラベル名	ノルディック スワン	韓国環境ラベル	中国環境ラベル
ラベル機関 (運営機関)	北欧エコラベル委 員会	韓国環境産業技術院 (KEITI)	中環連合（北京）認証センタ ー有限公司（CEC）
対象商品 カテゴリ	複写機、プリンタ	PC、MFD（複写機、プリン タ）、DVD 機器、テレビ、プ ロジェクタ、塗料、文具、織 維製品、シュレッダー、家 具、印刷インキ、壁及び天井 等の仕上げ材、壁紙、木材・ プラスチック再生複合材、床 材	PC、MFD（複写機、プリン タ）、DVD 機器、テレビ、プロ ジェクタ、塗料、文具、繊維製 品、スキャナ、シュレッダー、 デジタル印刷機、家具、印刷イ ンキ、壁及び天井等の仕上げ 材、壁紙、木材・プラスチック 再生複合材、床材
開始時期	2002 年	2010 年	2012 年
活用実績	あり	あり	あり

ロゴマーク				
国・地域	ニュージーランド	タイ	ドイツ	台湾
ラベル名	エコチョイス・アオ テアロア	グリーンラベル	ブルーエンジェル	グリーンマーク
ラベル機関 (運営機関)	エコチョイス・ アオテアロア	タイ環境研究所 (TEI)	連邦環境・自然保護・建 設・原子力安全・消費者 保護省(BMUV)、連邦環境 庁(UBA)、品質保証・表示 協会(RAL gGmbH)、環境 ラベル審査会(Jury)	環境開発財団 (EDF)
対象商品カ テゴリ	複写機、プリンタ	複写機、プリン タ、プロジェクタ	複写機、プリンタ	—
開始時期	2004 年	2014 年	2015 年	—
活用実績	あり	あり	あり	なし

ロゴマーク				
国・地域	カナダ(北米)	香港	シンガポール	スリランカ
ラベル名	エコロゴ	グリーンラベル	グリーンラベル	エコラベル・スリランカ
ラベル機関 (運営機関)	UL Environment, Inc.	グリーン協議会 (GC)	シンガポール環境 協議会 (SEC)	National Cleaner Production Centre (NCPC) スリランカ
対象商品カ テゴリ	—	—	プロジェクタ、複 写機、プリンタ、 ビニル系床材、タ イルカーペット	複写機、プリンタ
基本協定締 結時期	2014年	2015年	2015年	2024年
開始時期	—	—	2023年	—
活用実績	なし	なし	あり	なし

## 1) シンガポール共和国「グリーンラベル」

### (1) シンガポール・グリーンラベル制度

シンガポールのタイプ I 環境ラベル「シンガポール・グリーンラベル」は、シンガポール環境協議会 (Singapore Environment Council: SEC) が運営している。SEC は、独立した非営利団体として 1995 年に設立され、シンガポール・グリーンラベル制度以外にも、オフィスやショップ、イベントなどの環境認証制度のほか、環境人材の育成プログラムの提供、各種表彰制度を運営している。シンガポール・グリーンラベルは、1992 年に当時の環境省 (現 持続可能性及び環境省) によって開始され、1999 年に SEC に引き継がれた。GEN には 2003 年より参加しており、東南アジア地域において最も活用されているタイプ I 環境ラベルの一つである。49 の商品カテゴリにおいて、約 4,000 商品 (約 400 社) が認証を受けている (2025 年 3 月時点)。現在、新たに策定中の基準はない。



平成 25 年度に本業務で実施した国内事業者向けのニーズ調査によれば、日本の複写機・プリンタ事業者によるシンガポール・グリーンラベルの認証取得は 5 社と多く、相互認証の要望も 4 社と少なくなかった。取得理由としては、「現地法人からの要望がある」や「公共調達で環境ラベルの取得が義務付けられている」、「環境ラベルの取得がその国での販売において有利に働く」等の回答が得られている。2025 年 2 月現在、日本の複写機・プリンタ事業者のうち 4 社が認証を取得しており、21 機種が登録されている。

### (2) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

2023 年 12 月 1 日に「プロジェクトの共通基準に関する合意書」の締結をもって、プロジェクトを最初の共通基準とする両国の相互認証制度が正式に開始された。続く 2024 年度には、「複写機、プリンタなどの画像機器」、「ビニル系床材」、「タイルカーペット」の 3 品目について共通基準の合意に至り、対象品目は 4 品目へと拡大した。特に、「複写機、プリンタなどの画像機器 (以下、画像機器)」については、2013 年度に実施した事業者の相互認証に関する意向調査以来、共通基準の設定に対し高い関心が寄せられていた。長年にわたる継続的な関係構築と協議が奏功し、今般の合意に至ったものである。実際、2025 年 3 月末時点までに、画像機器の相互認証用「エコマーク認定確認書」の発行実績は 17 機種に達しており、事業者からの期待の高さが裏付けられた。その後も活用実績は着実に伸長しており、2026 年 2 月 6 日時点では 56 機種まで拡大している。

2025 年度は、画像機器事業者から要望の多かった画像機器の「派生機」を相互認証の対象に追加すべく、SEC との協議を行った。なお、ここでいう派生機とは、エコマーク認定機種と基本仕様は同一であるが、海外市場向け専用型式のため日本国内では販売されず、エコマーク認定を取得していない機種を指す。協議は、2025 年 6 月 13 日にオンラインにて行われ、派生機の説明のほか、通常認定機種とのエコマーク基準の適合状況の違い、韓国及びタイの環境ラベル機関とは既に同様の運用を行っている実績について説明し、運用開始に向けた合意を取り付けた。その後、両機関による最終確認を経て、同年 8 月 20 日にシンガポールで開催された SEC 設立 30 周年を記念するイベントにて、覚書の締結が行われた。

今年度、合意した画像機器の派生機に関する覚書並びに共通基準扱いとなる基準の一覧

については、資料編 3-3-1に示す。



「複写機、プリンタなどの画像機器の派生機」に関する覚書締結の様子（2025年8月20日）

### (3) SEC との相互認証協議の打合せメモ

#### ①SEC との相互認証協議（2025 年 6 月 13 日開催）

##### a. 打合せ概要

[日時]	2025 年 6 月 13 日（金）15:00~15:45（14:00~14:45 ※シンガポール時間）
[場所]	Zoom 会議（英語）
[出席者] ※敬称略	シンガポール環境協議会（Singapore Environment Council: SEC） <ul style="list-style-type: none"><li>• Mr. Bay Meng Yi (Director, Sustainability)</li><li>• Lauren Ang (マーケティング担当)</li><li>• Emily Wo (認証担当)</li></ul>
	公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 <ul style="list-style-type: none"><li>• 漣 友行（基準・認証課 技術専門課長）</li><li>• 小林 弘幸（事業推進課 課長代理）</li></ul>
目 的	画像機器の派生機の取り扱いについて

##### b. 打合せ内容

###### i. これまでの MRA の活用実績について

- エコマークは、2024 年 7 月以降、日本事業者に対して相互認証用エコマーク認定確認書（5 件 20 機種）を発行している
- シンガポール・グリーンラベルの認証の更新（2 年ごと）を契機に相互認証を活用することが多い

###### ii. 画像機器の派生機について

- エコマーク側よりパワーポイント資料を用いて、画像機器の派生機について、通常認定機種とのエコマーク基準の適合状況の違い、韓国及びタイの環境ラベル機関とは既に同様の運用を行っている実績について説明を行った
- 説明資料をシンガポール側に送付し、SEC 内で情報共有を行ったうえで、派生機を相互認証の対象に加えるか最終判断する
- SEC より、締結済みの合意書に派生機の内容を何らか追記する形の合意文書として、覚書の締結を希望する意見があり、エコマークが覚書を作成し、メールにて送付する
- 8 月 20 日に開催される SEC30 周年記念イベントにおいて、同覚書の締結、企業向けイベント（相互認証のメリットの周知等）、及び SEC スタッフ向けトレーニングを実施するため、SEC よりエコマークに対し同イベントへの招待メールを送付する。

###### iii. 次の対象カテゴリ

- SEC より、1：塗料、2：クリーニング製品、3：衛生用紙（トイレトペーパーなど）を次の対象品目とする提案があり、クリーニング製品を基本線に協議を進

めていくことに合意した

- 可能であれば、選定した品目の共通基準を8月のイベントまでに合意し、併せて合意書を締結できるとよい
- エコマークの包装容器基準（No.140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装」）を参考に、シンガポールでも基準の策定を検討している。策定後、共通基準について検討したい。

iv. その他

- 12月にUNEPの総会がケニアで開催される予定であり、SECではサイドイベントを企画している。エコマークも同総会に参加するのであれば、共同で実施できるとよい。